

## ● 国立研究開発法人情報通信研究機構個人情報等管理規程

(平成17年3月22日 04規程第116号)

改正 平成18年 3月28日 05規程第96号  
改正 平成20年 5月13日 08規程第17号  
改正 平成23年 3月29日 10規程第84号  
改正 平成23年 4月 5日 11規程第18号  
改正 平成24年 2月21日 11規程第51号  
改正 平成25年 2月19日 12規程第66号  
改正 平成25年11月15日 13規程第13号  
改正 平成26年11月11日 14規程第35号  
改正 平成27年12月22日 15規程第29号  
改正 平成28年 3月29日 15規程第99号  
改正 平成29年 3月28日 16規程第60号  
改正 平成29年 8月 3日 17規程第11号

### 目次

- 第1章 総則 (第1条・第2条)
  - 第2章 個人情報等の管理体制 (第3条―第7条)
  - 第3章 個人情報等の取扱者の教育研修 (第8条)
  - 第4章 職員等の責務 (第9条)
  - 第5章 保有個人情報等の取扱い (第10条―第15条の6)
  - 第6章 情報システムにおける安全の確保等 (第16条―第26条の2)
  - 第7章 計算機室等の安全管理 (第27条―第29条)
  - 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等 (第30条・第31条)
  - 第9章 安全確保上の問題への対応 (第32条・第33条)
  - 第10章 監査及び点検の実施 (第34条―第36条)
  - 第10章の2 総務省との連携 (第36条の2)
  - 第11章 雑則 (第37条)
- 附則

- 第1章 総則
- (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独法等個人情報保護法」という。）第7条第1項の規定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第12条の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が保有する個人情報及び個人番号の適切な管理のために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、独法等個人情報保護法及び番号法で使用する用語の例による。

## 第2章 個人情報等の管理体制

（個人情報総括保護管理者）

第3条 機構に個人情報総括保護管理者を1人置くこととし、総務系理事をもって充てる。

二 個人情報総括保護管理者は、機構における保有個人情報及び個人番号（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たるものとする。

（個人情報主任保護管理者）

第4条 保有個人情報等を取り扱う国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程（04規程第3号。以下「組織規程」という。）第8条に規定する研究所、総合研究センター、研究センター、研究開発推進センター、推進本部、ユニット、オフィス、ナショナルサイバートレーニングセンター、部門、室及び部（以下「部等」という。）に、個人情報主任保護管理者を置く。

二 個人情報主任保護管理者は、部等の長（部等の長によりがたい事情があるときは個人情報総括保護管理者が指名した者）をもって充てる。

三 個人情報主任保護管理者は、部等において、次条に定める個人情報保護管理者が保有個人情報等を適切に管理することを監督する任に当たるものとする。

（個人情報保護管理者）

第5条 ソーシャルイノベーションユニット及び組織規程第8条に規定する室（以下「ソーシャルイノベーションユニット等」という。）、部等（ソーシャルイノベーションユニット等を除く。）に置かれる室（事務局、データ駆動知能システム研究センター、先端開発センター、連携センター及びラボを含む。）並びに同規程別表第1に掲げる鹿島宇宙技術センター、北陸StarBED技術センター及び沖縄電磁波技術センター（以下これらを総称して「室等」という。）に、個人情報保護管

理者を置く。

二 個人情報保護管理者は、室等（ソーシャルイノベーションユニット等を除く。）の長をもって充てる。ソーシャルイノベーションユニット等の個人情報保護管理者は、ソーシャルイノベーションユニット等の個人情報主任保護管理者が指名し、当該個人情報保護管理者の職名及び氏名を総務部総務室に連絡するものとする。

三 個人情報保護管理者は、室等における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たるものとする。

四 個人情報保護管理者は、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

五 個人情報保護管理者は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う職員（以下「特定個人情報等事務取扱担当者」という。）並びにその役割を指定する。

六 個人情報保護管理者は、各特定個人情報等事務取扱担当者を取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

七 個人情報保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

1 特定個人情報等事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

2 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）事案の発生又は兆候を把握した場合の報告連絡体制

3 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

4 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

八 個人情報保護管理者は、前三項に掲げる指定又は組織体制の整備をしたときは、当該指定又は整備した内容を速やかに総務部総務室に連絡するものとする。

（特定個人情報等事務取扱担当者の監督）

第5条の2 個人情報保護管理者は、特定個人情報等が適正に取り扱われるよう、特定個人情報等事務取扱担当者に対し、必要かつ適切な監督を行うこととする。

（個人情報保護担当者）

第6条 保有個人情報を取り扱う室等に、個人情報保護担当者を置くことができる。

二 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者が指名する。個人情報保護管理者は、個人情報保護担当者を置いたときは、当該個人情報保護担当者の職名及び氏名を総務部総務室に連絡するものとする。

三 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者を補佐し、各室等における保有個人

情報等の管理に関する事務を担当するものとする。

(個人情報管理委員会)

第7条 保有個人情報等の管理に関する重要な事項を審議し、部等との連絡、調整等を行うために、機構に個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）を設けることができる。

二 委員会は、個人情報総括保護管理者が主宰し、個人情報主任保護管理者その他の関係職員をもって構成する。

三 委員会は、必要に応じて、個人情報総括保護管理者が召集する。

四 委員会の庶務は、総務部総務室が処理する。

### 第3章 個人情報等の取扱者の教育研修

(教育研修)

第8条 個人情報総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員等（機構内に勤務するすべての者をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこととする。

二 個人情報総括保護管理者は、個人情報主任保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、それぞれ部等及び室等における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を行うこととする。

三 個人情報総括保護管理者及び個人情報保護管理者は、特定個人情報等事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の適正な取扱いについての理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うこととする。

四 個人情報総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うこととする。

五 個人情報保護管理者は、各室等の職員等に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、個人情報総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずることとする。

### 第4章 個人情報の職員等の責務

(職員等の責務)

第9条 職員等は、独法等個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに個人情報総括保護管理者、個人情報主任保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

2 職員等が独法等個人情報保護法若しくは番号法その他これらの関係法令又は本規程等に違反する行為を行った場合には、厳正に対処することとする。

## 第5章 保有個人情報等の取扱い

### (アクセス制限)

第10条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員等とその権限の内容を、当該職員等が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

二 アクセス権限を有しない職員等は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。

三 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

### (複製等の制限)

第11条 個人情報保護管理者は、職員等が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員等は、個人情報保護管理者の指示に従い行うこととする。

- 1 保有個人情報等の複製
- 2 保有個人情報等の送信
- 3 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- 4 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

### (誤りの訂正等)

第12条 職員等は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行うこととする。

### (媒体の管理等)

第13条 職員等は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、保管場所への施錠等の保有個人情報等の漏えい等を防止するための措置を講ずるものとする。

### (廃棄等)

第14条 職員等は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末、サーバ等に内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うこととする。

（保有個人情報等の取扱状況の記録）

第15条 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録することとする。

（個人番号の利用の制限）

第15条の2 特定個人情報等事務取扱担当者は、番号法に定める事務の処理を行う場合に限り、個人番号を利用するものとする。

（個人番号の提供の求めの制限）

第15条の3 特定個人情報等事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報等の取扱い等の制限）

第15条の4 特定個人情報等事務取扱担当者以外の職員等は、他人の特定個人情報等を取り扱い、又は収集若しくは保管してはならない。

2 特定個人情報等事務取扱担当者であっても、第5条第6項において指定を受けた範囲外の特定個人情報等を取り扱ってはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第15条の5 特定個人情報等事務取扱担当者は、個人番号関係事務を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（取扱区域）

第15条の6 個人情報保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

## 第6章 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第16条 情報システムセキュリティ管理者（国立研究開発法人情報通信研究機構情報セキュリティ管理規程（17規程第10号）及びこれに基づく細則に規定する情報システムセキュリティ管理者をいう。以下同じ。）は、その設置及び運用する情

報システムで取り扱う保有個人情報等に係る個人情報保護管理者（以下「関係保護管理者」という。）と協力し、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第22条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

二 情報システムセキュリティ管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第17条 情報システムセキュリティ管理者は、関係保護管理者と協力し、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

二 情報システムセキュリティ管理者は、関係保護管理者と協力し、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第18条 情報システムセキュリティ管理者は、関係保護管理者と協力し、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（コンピュータウイルスによる漏えい等の防止）

第19条 情報システムセキュリティ管理者は、関係保護管理者と協力し、コンピュータウイルスによる保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のため、コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報等の処理）

第19条の2 職員等は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限とし、処理終了後は不要となった情報を速やかに抹消する。情報システムセキュリティ管理者は、関係個人情報保護管理者と協力し、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、抹消等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第20条 情報システムセキュリティ管理者は、関係保護管理者と協力し、保有個人

情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

二 職員等は、前項を踏まえ、その処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

(入力情報の照合等)

第21条 職員等は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うこととする。

(バックアップ)

第22条 情報システムセキュリティ管理者は、関係保護管理者と協力し、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第23条 情報システムセキュリティ管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第24条 情報システムセキュリティ管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の処理を行う端末（次条及び第27条において単に「端末」という。）を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第25条 個人情報保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。

二 職員等は、個人情報保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

三 職員等は、やむを得ず端末を外部へ持ち出す場合は、端末の盗難又は紛失に備えて重要情報の暗号化等の措置を講ずるものとする。

(第三者の閲覧防止)

第26条 職員等は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第26条の2 個人情報保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、当該保有



個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第7章 計算機室等の安全管理

### （計算機室の入退室の管理）

第27条 情報システムセキュリティ管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室（以下「計算機室」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い等の措置を講ずる。

二 情報システムセキュリティ管理者は、必要があると認めるときは、計算機室の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

三 情報システムセキュリティ管理者は、計算機室の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

### （計算機室の管理）

第28条 情報システムセキュリティ管理者は、外部からの不正な侵入に備え、計算機室に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

二 情報システムセキュリティ管理者は、災害等に備え、計算機室に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

### （保管施設）

第29条 保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合において、必要があると認めるときは、前二条の規定を準用する。この場合において、「情報システムセキュリティ管理者」とあるのは「保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設の管理者」と読み替えるものとする。

## 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

### （保有個人情報の提供）

第30条 個人情報保護管理者は、独法等個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利

用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について書面を取り交わすこととする。

二 個人情報保護管理者は、独法等個人情報保護法第9条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関及び独立行政法人等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行うことにより当該措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

三 個人情報保護管理者は、独法等個人情報保護法第9条第2項第3号の規定に基づき行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、前二項に規定する措置を講ずるものとする。

四 前三項の規定にかかわらず、職員等は、番号法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(業務の委託等)

第31条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託し又は請け負わせる場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託又は請負先における責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

- 1 個人情報に関する秘密保持等の義務
- 2 再委託の制限又は条件に関する事項
- 3 個人情報の複製等の制限に関する事項
- 4 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- 5 委託又は請負の終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- 6 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

二 個人番号関係事務の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先において、番号法に基づき独立行政法人等が果たすべき措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認するものとする。また、契約書等に、前項で定める事項に加え、以下の事項を明記する。

- 1 事務所等内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止に関する事項
- 2 特定個人情報等を取り扱う従事者の明確化及び従事者の監督・教育に関する事項
- 3 契約内容の遵守状況の報告に関する事項
- 4 必要に応じて実施可能とする委託先に対する実地の調査に関する事項

三 個人番号関係事務の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託を受けた

者において、独立行政法人等が果たすべき措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行うものとする。

四 個人情報保護管理者は、個人番号関係事務の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする個人番号関係事務において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

五 前項の規定により個人番号関係事務の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第1項から第4項までの規定を適用する。

六 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

## 第9章 安全確保上の問題への対応

### (事案の報告及び再発防止措置)

第32条 保有個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等事務取扱担当者が本規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案の発生又は発生のおそれを認識した職員等は、直ちに当該保有個人情報等を管理する個人情報保護管理者に報告するものとする。

二 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員等に行わせることを含む。）ものとする。

三 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、個人情報総括保護管理者及び関係の個人情報主任保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに個人情報総括保護管理者及び関係の個人情報主任保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。

四 個人情報総括保護管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。

五 個人情報総括保護管理者は、事案の内容等に応じて、事案の内容、経緯、被害状況等について、総務省に対し、速やかに情報提供を行う。

六 個人情報保護管理者及び関係の個人情報主任保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずることとし、その内容を個人情報総

括保護管理者に報告するものとする。

(公表等)

第33条 個人情報総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

二 個人情報総括保護管理者は、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに総務省行政管理局に情報提供を行う。

## 第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第34条 監査室は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から第9章に規定する措置の状況を含む機構における保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。第36条において同じ。）を行い、その結果を個人情報総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第35条 個人情報保護管理者は、各部室における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を個人情報総括保護管理者及び関係の個人情報主任保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第36条 保有個人情報等の適切な管理のための措置については、個人情報総括保護管理者、個人情報保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

## 第10章の2 総務省との連携

(総務省との連携)

第36条の2 機構は、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）4を踏まえ、総務省と緊密に連携して、その保有する個人情報の適切な管理を行うものとする。

## 第11章 雑則

(雑則)

第37条 この規程に定めるもののほか、機構が保有する個人情報の保護に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年5月13日）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月5日）

（施行期日等）

一 この規程は、平成23年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

（脳情報通信融合研究センターにおける適用）

二 独立行政法人情報通信研究機構脳情報通信融合研究センター設置規程（規程11第1号）に基づき置かれる脳情報通信融合研究センターにおいては、第4条第1項中「研究所」とあるのを「脳情報通信融合研究センター」と読み替えて、本規程を適用する。

附 則（平成24年2月21日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日）

附則（平成23年4月5日）第2項は、平成25年4月1日限りその効力を失う。

附 則（平成25年11月15日）

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成26年11月11日）

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年12月22日）

この規程は、平成27年12月22日から施行する。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月3日）

この規程は、平成29年8月31日から施行する。